

キトーレバーブロック[®]

定期点検基準マニュアル(L5形)

1. 点検のすすめ

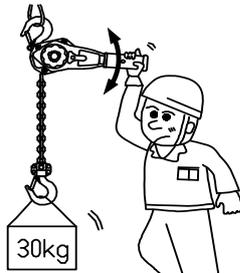
⚠危険 点検は安全の第一歩。日常点検・定期点検を励行しましょう。

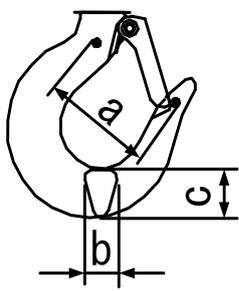
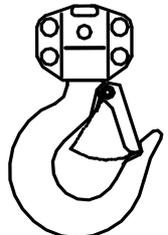
- ・ 日常点検については、取扱説明書を参照してください。
- ・ この定期点検基準は、月例点検と年次点検項目で構成されています。
- ・ 点検項目は、標準的使用環境・条件を前提として構成されております。特殊環境・条件下でのご使用の場合、別途キトーまでお問い合わせください。
- ・ 年次点検は、分解・組立をとまいません。別冊分解組立マニュアルを参照し、正しく作業してください。
- ・ 定期点検は、専任の保守管理者が行うかキトーにご相談ください。(又は巻末のキトーサービスネットワークの中から、お近くのサービスショップにご相談いただいても結構です)

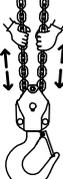
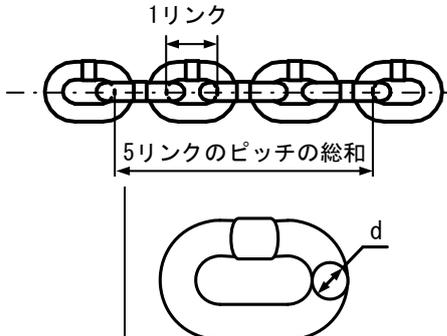
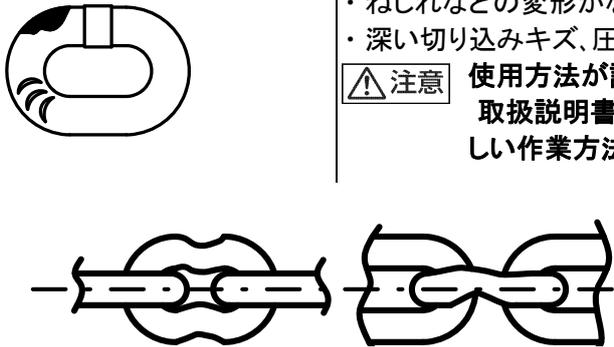
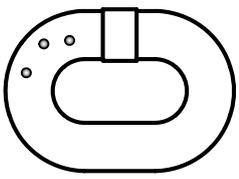
2. 点検基準

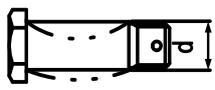
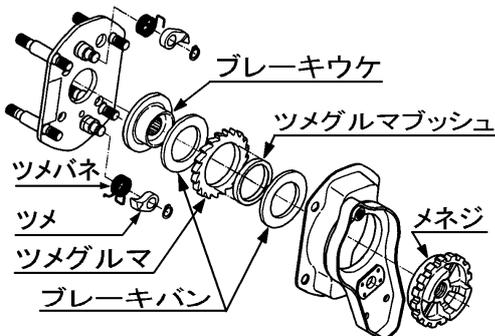
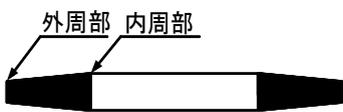
⚠危険 使用限界または判定基準を超えた部品は使ってはいけません。また、交換・修理する時は、キトー純正部品以外を使用してはいけません。

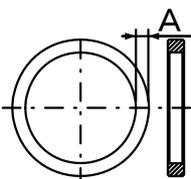
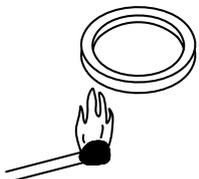
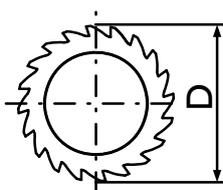
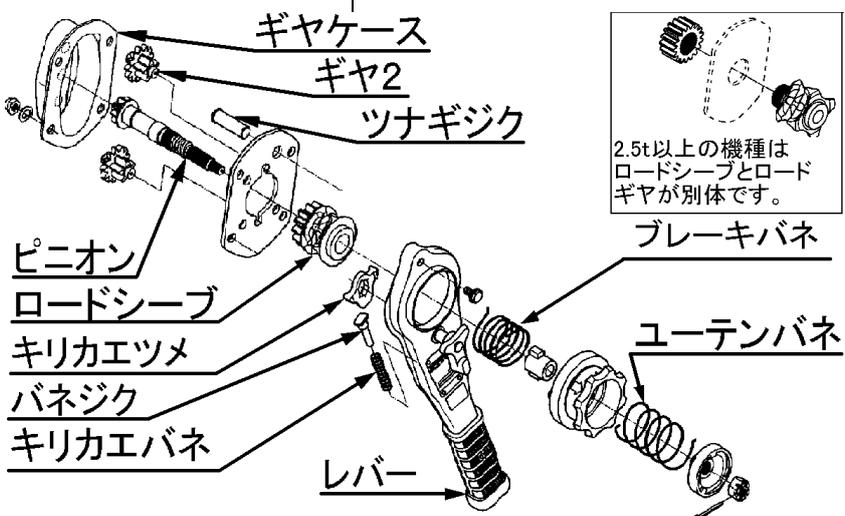
項目	点検方法	使用限界及び判定基準	対処方法
月例点検	一設置された状態または作業台上で点検一	⚠危険 日常点検項目に加えて下記項目をチェックしてください。	
1. 機能	一軽荷重をつった状態で、巻上下操作一		
①巻上げ	キリカエツマミを“UP”に合わせた状態で、20～30cm 巻上げ操作を行う。	・ 巻上げ時も、レバーを戻す時も「カチカチ」と鳴ること。	正常に組み立てられているか、部品に異常がないか分解して点検する。
②巻下げ	キリカエツマミを“DN”に合わせた状態で、20～30cm 巻下げ操作を行う。	・ 巻下げ時には、音がしないこと。 ・ レバーを戻す時には「カチカチ」と鳴ること。	同上
③異常音		・ 音が弱くなったり、不規則な音になっていないこと。	同上
④手動力		・ 手動力が異常に重くないこと。	同上
⑤ブレーキ		・ ブレーキの滑りがないこと。	同上

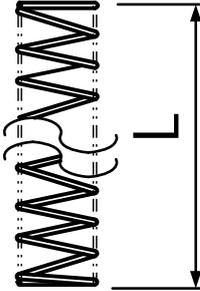
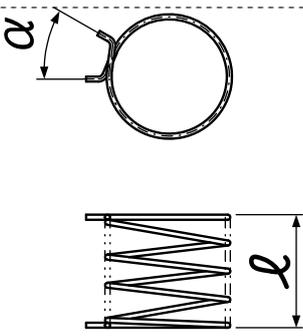
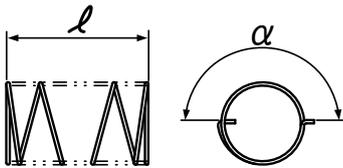


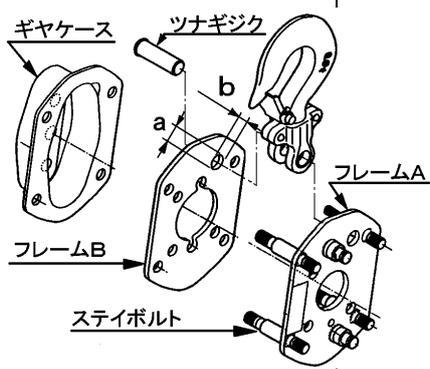
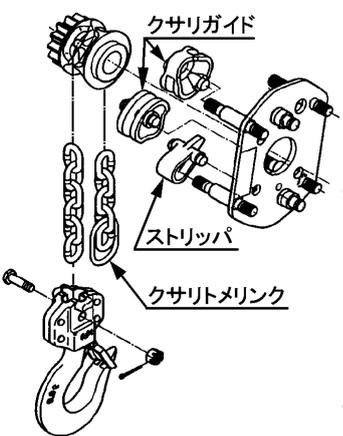
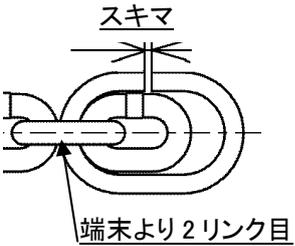
項目	点検方法	使用限界及び判定基準	対処方法																																																													
2. 上下フック	目視&ノギス測定	<p>⚠注意 購入時、寸法a, b, cを測定し、その値を下表に記録して、点検時の基準値としてください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値(mm)</th> <th>限界値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a寸法=</td> <td>基準値を超えないこと</td> </tr> <tr> <td>b寸法=</td> <td>5%以上の摩耗</td> </tr> <tr> <td>c寸法=</td> <td>5%以上の摩耗</td> </tr> </tbody> </table>	基準値(mm)	限界値	a寸法=	基準値を超えないこと	b寸法=	5%以上の摩耗	c寸法=	5%以上の摩耗	フックを交換する。																																																					
基準値(mm)	限界値																																																															
a寸法=	基準値を超えないこと																																																															
b寸法=	5%以上の摩耗																																																															
c寸法=	5%以上の摩耗																																																															
①口の開き		<p>記入忘れ等の参考値として、公称値を下表に示します。ただし、フックは鍛造熱処理品のため、これらは参考値となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">定格荷重 (t)</th> <th colspan="2">a寸法(mm)</th> <th colspan="2">b寸法(mm)</th> <th colspan="2">c寸法(mm)</th> </tr> <tr> <th>基準(公称値)</th> <th>実測値</th> <th>基準</th> <th>限界</th> <th>基準</th> <th>限界</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8</td> <td>44</td> <td>実測値(44)</td> <td>14.0</td> <td>13.3</td> <td>19.6</td> <td>18.6</td> </tr> <tr> <td>1.0</td> <td>52</td> <td>実測値(52)</td> <td>15.0</td> <td>14.3</td> <td>21.0</td> <td>20.0</td> </tr> <tr> <td>1.6</td> <td>55</td> <td>実測値(55)</td> <td>19.0</td> <td>18.1</td> <td>25.7</td> <td>24.4</td> </tr> <tr> <td>2.5</td> <td>63</td> <td>実測値(63)</td> <td>21.0</td> <td>20.0</td> <td>29.0</td> <td>27.6</td> </tr> <tr> <td>3.2</td> <td>67</td> <td>実測値(67)</td> <td>24.5</td> <td>23.3</td> <td>31.0</td> <td>29.5</td> </tr> <tr> <td>6.3</td> <td>90</td> <td>実測値(90)</td> <td>34.0</td> <td>32.3</td> <td>41.0</td> <td>39.0</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>111</td> <td>実測値(111)</td> <td>41.5</td> <td>39.4</td> <td>52.0</td> <td>49.4</td> </tr> </tbody> </table>	定格荷重 (t)	a寸法(mm)		b寸法(mm)		c寸法(mm)		基準(公称値)	実測値	基準	限界	基準	限界	0.8	44	実測値(44)	14.0	13.3	19.6	18.6	1.0	52	実測値(52)	15.0	14.3	21.0	20.0	1.6	55	実測値(55)	19.0	18.1	25.7	24.4	2.5	63	実測値(63)	21.0	20.0	29.0	27.6	3.2	67	実測値(67)	24.5	23.3	31.0	29.5	6.3	90	実測値(90)	34.0	32.3	41.0	39.0	9	111	実測値(111)	41.5	39.4	52.0	49.4
定格荷重 (t)	a寸法(mm)			b寸法(mm)		c寸法(mm)																																																										
	基準(公称値)	実測値	基準	限界	基準	限界																																																										
0.8	44	実測値(44)	14.0	13.3	19.6	18.6																																																										
1.0	52	実測値(52)	15.0	14.3	21.0	20.0																																																										
1.6	55	実測値(55)	19.0	18.1	25.7	24.4																																																										
2.5	63	実測値(63)	21.0	20.0	29.0	27.6																																																										
3.2	67	実測値(67)	24.5	23.3	31.0	29.5																																																										
6.3	90	実測値(90)	34.0	32.3	41.0	39.0																																																										
9	111	実測値(111)	41.5	39.4	52.0	49.4																																																										
②摩耗																																																																
③変形・キズ		<ul style="list-style-type: none"> 目視でねじれ等変形が明らかなものは使用限界です。 シャンク部が片ベリしていないこと。 深い切り込みキズ等がないこと。 リベット・ボルト・ナット等がゆるんだり、脱落していないこと。 スパッタ等異物が付着していないこと。 	フックを交換する。																																																													
④フックの動き		<ul style="list-style-type: none"> 軽く回ること。 	フックを交換する。																																																													
⑤フックラッチ		<ul style="list-style-type: none"> フック先端の内側にしっかりと接していること。 スムーズに動くこと。 <p>⚠危険 フックラッチの外れたフックは使ってはいけません。</p>	フックラッチを交換する。																																																													

項目	点検方法	使用限界及び判定基準	対処方法																													
⑥アイドルシーブの動き	<p>－手で動かしてみる－</p> 	<p>⚠注意 指を挟まないように注意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滑らかに回転すること。 ※アイドルシーブやジッククミの摩耗・変形があると、滑らかな回転ができません。 	<p>アイドルシーブ並びにジッククミを交換する。</p>																													
⑦アイドルシーブの摩耗&キズ	 <p>ポケット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ポケット部に乗り上げキズや摩耗がないこと。 	<p>アイドルシーブ並びにジッククミを交換する。</p>																													
3. ロードチェーン	<p>－目視&ノギス測定－</p>	<p>⚠注意 特にシーブと噛み合う部分を念入りにチェックしてください。</p>																														
①摩耗		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">定格荷重(t)</th> <th colspan="2">5リンクのピッチの和 mm</th> <th colspan="2">線径(d)mm</th> </tr> <tr> <th>基準</th> <th>限界</th> <th>公称線径</th> <th>限界</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8・1.0</td> <td>79.0</td> <td>81.3</td> <td>5.6</td> <td>5.1</td> </tr> <tr> <td>1.6</td> <td>100.0</td> <td>102.9</td> <td>7.1</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td>2.5</td> <td>124.0</td> <td>127.6</td> <td>8.8</td> <td>7.9</td> </tr> <tr> <td>3.2・6.3・9</td> <td>141.0</td> <td>145.1</td> <td>10.0</td> <td>9.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>⚠注意 ロードチェーンの摩耗が確認されたら、ロードシーブの摩耗、キズも点検してください。</p>	定格荷重(t)	5リンクのピッチの和 mm		線径(d)mm		基準	限界	公称線径	限界	0.8・1.0	79.0	81.3	5.6	5.1	1.6	100.0	102.9	7.1	6.4	2.5	124.0	127.6	8.8	7.9	3.2・6.3・9	141.0	145.1	10.0	9.0	<p>ロードチェーンを交換する。 7項参照</p>
定格荷重(t)	5リンクのピッチの和 mm			線径(d)mm																												
	基準	限界	公称線径	限界																												
0.8・1.0	79.0	81.3	5.6	5.1																												
1.6	100.0	102.9	7.1	6.4																												
2.5	124.0	127.6	8.8	7.9																												
3.2・6.3・9	141.0	145.1	10.0	9.0																												
②腐食(錆)		<ul style="list-style-type: none"> ・著しい腐食(錆)がないこと。 <p>⚠注意 ロードチェーンには潤滑油をつけてください。</p>	<p>ロードチェーンを交換する。</p>																													
③変形&キズ		<ul style="list-style-type: none"> ・ねじれなどの変形がないこと。 ・深い切り込みキズ、圧痕のないこと。 <p>⚠注意 使用方法が誤っています。取扱説明書の禁止事項を守り、正しい作業方法でお使いください。</p>	<p>ロードチェーンを交換する。</p>																													
④スパッタの付着		<ul style="list-style-type: none"> ・スパッタ等の付着がないこと。 <p>⚠注意 溶接等の火花が製品に付着しないようにしてください。</p>	<p>ロードチェーンを交換する。</p>																													

項目	点検方法	使用限界及び判定基準	対処方法																																												
年次点検	一分解のうえ、各部分の詳細チェック	注意 月例点検項目に加えて下記項目をチェックしてください。																																													
4. クサリピン	目視&ノギス測定																																														
①変形	 (d 寸法を測定)	<ul style="list-style-type: none"> 目視で明らかに変形が判定できるものは使用限界です。 ねじ部にキズ・変形のないこと。 	クサリピンを交換する。																																												
②摩耗		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">定格荷重(t)</th> <th colspan="2">クサリピン直径(d)mm</th> </tr> <tr> <th>基準</th> <th>限界</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8・1.0</td> <td>6.8</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>1.6</td> <td>8.7</td> <td>8.3</td> </tr> <tr> <td>2.5</td> <td>10.8</td> <td>10.3</td> </tr> <tr> <td>3.2・6.3・9</td> <td>12.1</td> <td>11.5</td> </tr> </tbody> </table>	定格荷重(t)	クサリピン直径(d)mm		基準	限界	0.8・1.0	6.8	6.5	1.6	8.7	8.3	2.5	10.8	10.3	3.2・6.3・9	12.1	11.5	クサリピンを交換する。																											
定格荷重(t)	クサリピン直径(d)mm																																														
	基準	限界																																													
0.8・1.0	6.8	6.5																																													
1.6	8.7	8.3																																													
2.5	10.8	10.3																																													
3.2・6.3・9	12.1	11.5																																													
③腐食(錆)		著しい腐食(錆)のないこと。	クサリピンを交換する。																																												
④上下カナグ結合用穴の変形	ノギス測定 ウエ・シタカナグのツナギジク部又はクサリピン部の穴径を測定。 長穴状の場合は、最大寸法方向を測定。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">定格荷重(t)</th> <th rowspan="2">部位</th> <th colspan="4">穴径 (d)mm</th> </tr> <tr> <th colspan="2">クサリピン部</th> <th colspan="2">ツナギジク部</th> </tr> <tr> <th>基準</th> <th>限界</th> <th>基準</th> <th>限界</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8・1.0</td> <td></td> <td>7.1</td> <td>7.6</td> <td>12.2</td> <td>12.7</td> </tr> <tr> <td>1.6</td> <td></td> <td>8.9</td> <td>9.4</td> <td>12.2</td> <td>12.7</td> </tr> <tr> <td>2.5</td> <td></td> <td>11.0</td> <td>11.5</td> <td>14.2</td> <td>14.7</td> </tr> <tr> <td>3.2</td> <td></td> <td>12.3</td> <td>12.8</td> <td>16.2</td> <td>16.7</td> </tr> <tr> <td>6.3・9</td> <td></td> <td>12.3</td> <td>12.8</td> <td>16.4</td> <td>16.9</td> </tr> </tbody> </table>	定格荷重(t)	部位	穴径 (d)mm				クサリピン部		ツナギジク部		基準	限界	基準	限界	0.8・1.0		7.1	7.6	12.2	12.7	1.6		8.9	9.4	12.2	12.7	2.5		11.0	11.5	14.2	14.7	3.2		12.3	12.8	16.2	16.7	6.3・9		12.3	12.8	16.4	16.9	フッカー式を交換する。
定格荷重(t)	部位	穴径 (d)mm																																													
		クサリピン部		ツナギジク部																																											
	基準	限界	基準	限界																																											
0.8・1.0		7.1	7.6	12.2	12.7																																										
1.6		8.9	9.4	12.2	12.7																																										
2.5		11.0	11.5	14.2	14.7																																										
3.2		12.3	12.8	16.2	16.7																																										
6.3・9		12.3	12.8	16.4	16.9																																										
5. ブレーキ機構	目視&ノギス測定	危険 乾式ブレーキです。油はつけないでください。																																													
①制動面の摩耗 & キズ		<ul style="list-style-type: none"> ブレーキウケ・ブレーキバン・ツメグルマ・メネジ等の制動面に、異物による引っ掻きキズや、えぐったようなキズがないこと。 上記部品の制動面は、ツールマークが消え光沢を帯びる程に摩耗していないこと。 	キズのある部品を交換する。																																												
②ブレーキバンの摩耗・割れ		(ストレートゲージをあててみる) 	<ul style="list-style-type: none"> 厚さが均一であること。外周側が内周側より薄いものは使用限界。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">定格荷重(t)</th> <th colspan="2">ブレーキバン厚さ(mm)</th> </tr> <tr> <th>基準</th> <th>限界</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全定格荷重</td> <td>3.5</td> <td>3.0</td> </tr> </tbody> </table>	定格荷重(t)	ブレーキバン厚さ(mm)		基準	限界	全定格荷重	3.5	3.0	ブレーキバンを交換する。																																			
定格荷重(t)	ブレーキバン厚さ(mm)																																														
	基準	限界																																													
全定格荷重	3.5	3.0																																													
		ブレーキバンに割れ・き裂の無いこと。																																													

項目	点検方法	使用限界及び判定基準	対処方法													
③ツメグルマブッシュの摩耗		<ul style="list-style-type: none"> 円周方向の厚さが均一であること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">定格荷重(t)</th> <th colspan="2">A寸法(mm)</th> </tr> <tr> <th>基準</th> <th>限界</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全定格荷重</td> <td>4.0</td> <td>3.0</td> </tr> </tbody> </table>	定格荷重(t)	A寸法(mm)		基準	限界	全定格荷重	4.0	3.0	ツメグルマブッシュを交換する。					
定格荷重(t)	A寸法(mm)															
	基準	限界														
全定格荷重	4.0	3.0														
④ツメグルマブッシュの含油	(マッチ等の炎を軽くあてる) 	<ul style="list-style-type: none"> 充分含油していること。 (熱で油が表面にじみ出る程度。) <p>⚠️注意 交換、組立を行う時は1日タービン油に漬け込んでから、使用してください。</p>	ツメグルマブッシュを1日タービン油に漬け込み含油する。													
⑤ツメグルマの摩耗		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">定格荷重(t)</th> <th colspan="2">D寸法(mm)</th> </tr> <tr> <th>基準</th> <th>限界</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8・1.0</td> <td rowspan="3">64</td> <td rowspan="3">61</td> </tr> <tr> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>3.2・6.3・9</td> <td>74</td> <td>71</td> </tr> </tbody> </table>	定格荷重(t)	D寸法(mm)		基準	限界	0.8・1.0	64	61	1.6	2.5	3.2・6.3・9	74	71	ツメグルマを交換する。
定格荷重(t)	D寸法(mm)															
	基準	限界														
0.8・1.0	64	61														
1.6																
2.5																
3.2・6.3・9	74	71														
⑥ツメの摩耗		<ul style="list-style-type: none"> ツメの先端が段のつくほど摩耗していないこと。 	ツメを交換する。													
⑦ツメバネの変形・キズ		<ul style="list-style-type: none"> 変形・キズのないこと。 	ツメバネを交換する。													
⑧メネジの変形		<ul style="list-style-type: none"> 外周の歯が著しく変形していないこと。 	メネジを交換する。													
⑨腐食(錆)		<ul style="list-style-type: none"> 各部品に著しい腐食のないこと。 	腐食した部品を交換する。													
6. 巻上げ機構	—目視— 	<p>2.5t以上の機種はロードシーブとロードギヤが別体です。</p>														

項目	点検方法	使用限界及び判定基準	対処方法																					
①ロードシーブの 摩耗・キズ		・シーブポケットの摩耗や、山部への乗り上げキズのないこと。	ロードシーブを交換する。																					
②ギヤ歯部の摩 耗・キズ		・歯欠け、歯の段つき摩耗、キズ等がないこと。	ギヤを交換する。																					
③ピニオンの変 形		・曲り等の変形が認められたものは使用限界。	ピニオンを交換する。																					
④レバーの変形		・緊定、カシメにガタがないこと。 ・曲り、割れ等のないこと。	レバーを交換する。																					
⑤キリカエツメの 摩耗		・歯に段がつくほど摩耗していないこと。	キリカエツメを交換する。																					
⑥バネジクの変 形		・曲り等の変形のないこと。	バネジクを交換する。																					
⑦キリカエバネの 変形		・寸法Lが基準値より圧縮変形していないこと。 <table border="1" data-bbox="805 985 1189 1243"> <thead> <tr> <th>定格荷重(t)</th> <th>基準 L(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8・1.0</td> <td rowspan="3">37</td> </tr> <tr> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>3.2・6.3・9</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table>	定格荷重(t)	基準 L(mm)	0.8・1.0	37	1.6	2.5	3.2・6.3・9	42	キリカエバネを交換する。													
定格荷重(t)	基準 L(mm)																							
0.8・1.0	37																							
1.6																								
2.5																								
3.2・6.3・9	42																							
⑧ブレーキバネ の変形		・寸法lが圧縮変形していないこと。 ・ α 角が大きく変化していないこと <table border="1" data-bbox="734 1366 1260 1601"> <thead> <tr> <th rowspan="2">定格荷重(t)</th> <th colspan="2">l 寸法(mm)</th> <th colspan="2">α 角度(°)</th> </tr> <tr> <th>基準</th> <th>基準</th> <th>基準</th> <th>限界</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8・1.0</td> <td rowspan="3">36</td> <td rowspan="3">30</td> <td rowspan="3">45</td> <td rowspan="3">45</td> </tr> <tr> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>3.2・6.3・9</td> <td>40</td> <td>25</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	定格荷重(t)	l 寸法(mm)		α 角度(°)		基準	基準	基準	限界	0.8・1.0	36	30	45	45	1.6	2.5	3.2・6.3・9	40	25	40	40	ブレーキバネを交換する。
定格荷重(t)	l 寸法(mm)			α 角度(°)																				
	基準	基準	基準	限界																				
0.8・1.0	36	30	45	45																				
1.6																								
2.5																								
3.2・6.3・9	40	25	40	40																				
⑨ユーテンバネ の変形		・寸法lが限界値以上であること。 ・ α 角が大きく変化していないこと <table border="1" data-bbox="742 1691 1268 1926"> <thead> <tr> <th rowspan="2">定格荷重(t)</th> <th colspan="2">l 寸法(mm)</th> <th colspan="2">α 角度(°)</th> </tr> <tr> <th>基準</th> <th>限界</th> <th>基準</th> <th>限界</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8・1.0</td> <td rowspan="3">66</td> <td rowspan="3">59</td> <td rowspan="3">180</td> <td rowspan="3">165</td> </tr> <tr> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>3.2・6.3・9</td> <td>71</td> <td>64</td> <td>180</td> <td>165</td> </tr> </tbody> </table>	定格荷重(t)	l 寸法(mm)		α 角度(°)		基準	限界	基準	限界	0.8・1.0	66	59	180	165	1.6	2.5	3.2・6.3・9	71	64	180	165	ユーテンバネを交換する。
定格荷重(t)	l 寸法(mm)			α 角度(°)																				
	基準	限界	基準	限界																				
0.8・1.0	66	59	180	165																				
1.6																								
2.5																								
3.2・6.3・9	71	64	180	165																				

項目	点検方法	使用限界及び判定基準	対処方法															
7. ボディ	<p>—目視&ノギス測定—</p> 																	
①フレームA&B ・ステイボルト ・ツナギジク用軸受穴 ・ツメジク	(軽く叩いてみる)	<ul style="list-style-type: none"> 大きく変形したり、著しいキズのないこと。 緊定のゆるみがないこと。 溶接部にき裂がないこと。 a, b寸法の差が 0.5mm 以内であること。 軸受用の穴が変形していないこと。 	異常のある部品を交換する。															
②ギヤケースの変形・キズ		<ul style="list-style-type: none"> 大きく変形したり著しいキズのないこと。 ギヤ#2、ピニオン軸受用の穴に変形・ガタがないこと。 	ギヤケースを交換する。															
③ツナギジクの変形・摩耗	 <p>(d 寸法を測定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 目視で変形が明らかなものは使用限界。 <table border="1" data-bbox="734 896 1244 1176"> <thead> <tr> <th rowspan="2">定格荷重(t)</th> <th colspan="2">d(mm)</th> </tr> <tr> <th>基準</th> <th>限界</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8・1.0</td> <td rowspan="2">12</td> <td rowspan="2">11.4</td> </tr> <tr> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>2.5</td> <td>14</td> <td>13.3</td> </tr> <tr> <td>3.2・6.3・9</td> <td>16</td> <td>15.2</td> </tr> </tbody> </table>	定格荷重(t)	d(mm)		基準	限界	0.8・1.0	12	11.4	1.6	2.5	14	13.3	3.2・6.3・9	16	15.2	ツナギジクを交換する。
定格荷重(t)	d(mm)																	
	基準	限界																
0.8・1.0	12	11.4																
1.6																		
2.5	14	13.3																
3.2・6.3・9	16	15.2																
8. その他	—目視—																	
①ストリップの変形		<ul style="list-style-type: none"> 先端が潰れたり、変形していないこと。 	ストリップを交換する。															
②クサリメリンクの変形	 <p>スキマ</p> <p>端末より2リンク目</p>	<ul style="list-style-type: none"> リンクが開いたり、著しく変形していないこと。 <table border="1" data-bbox="726 1713 1252 1848"> <tbody> <tr> <td>定格荷重(t)</td> <td>0.8</td> <td>1、1.6、2.5、3.2、6.3、9</td> </tr> <tr> <td>スキマ(mm)</td> <td>1±1</td> <td>2±1</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ロードチェーンの無負荷側端末より2リンク目にとりつけられていること。 	定格荷重(t)	0.8	1、1.6、2.5、3.2、6.3、9	スキマ(mm)	1±1	2±1	クサリメリンクを交換する。									
定格荷重(t)	0.8	1、1.6、2.5、3.2、6.3、9																
スキマ(mm)	1±1	2±1																
③クサリガイドの変形		<ul style="list-style-type: none"> 一部が潰れたり、著しく変形していないこと。 	クサリガイドを交換する。															

項目	点検方法	使用限界及び判定基準	対処方法
9. テスト		各部の点検が終了したら、分解組立マニュアルに従い再組立してください。	
①無負荷テスト	巻上げ・巻下げ操作をを数回繰り返す。	・ レバーが軽く操作できること。	
1)巻上げ	キリカエツマミを“UP”に合わせた状態で、フック側チェーンを片手で軽く引張りながら、もう一方の手で巻上げ操作を行う。	・ 巻上げ時も、レバーを戻す時も「カチカチ」と鳴ること。	正常に組み立てられているか、分解して点検する。
2)巻下げ	キリカエツマミを“DN”に合わせた状態で、フック側チェーンを片手で軽く引張りながら、もう一方の手で巻下げ操作を行う。	・ 巻下げ時には音がしないこと。 ・ レバーを戻す時には「カチカチ」と鳴ること。	正常に組み立てられているか、分解して点検する。
3)遊転機能	キリカエツマミを“N”に合わせユーテンニギリを引き上げ、遊転状態にして、チェーン長さを調整してみる。	・ チェーン長さがスムーズに調整できること。	正常に組み立てられているか、分解して点検する。
②定格荷重テスト	定格荷重をつり、20～30cm 上げ下げする。 「1. 機能」の項目により実施する。	「1. 機能」の項目により実施すること。	「1. 機能」の項目により実施する。

キトーL5 形レバーブロック 定期点検チェックシート(月例)

機 種	定格荷重	Model Lot No.	貴社管理No.	設置年月日	設置場所

このチェックシートはキトーの L5 形レバーブロック取扱説明書/定期点検基準マニュアルをベースとした標準サンプルです。お客様の使用環境・条件に適した点検項目を決めてください。点検結果“異常有り”と判断された製品は絶対使用しないこと。ただちに保守管理者に修理をたのむか、キトーにご相談ください。

■点検結果表示例:○=良好、△=次回交換(調整)、×=異常有り交換(調整)を要す。

対象	区分	点 検 項 目	点 検 実 施 年 月 日					
月 例 点 検	外 観	ネームプレート(日常点検より)						
		ボディ・その他外観(日常点検より)						
		グリップ・クミネジの緩み、脱落(日常点検より)						
	機 能	異常音						
		手動力						
		ブレーキ						
	フ ック	口の開き						
		摩 耗						
		変形・キズ						
		フックの動き						
		フックラッチ						
		アイドルシーブの動き						
		アイドルシーブの摩耗・キズ						
	ロ ー ド チ ェ ー ン	ねじれ・トンボ(日常点検より)						
		塗油状況(日常点検より)						
		摩 耗						
		腐食(錆)						
		スパッタの付着						

実 行	点 検 者						
チェック	保守管理責任者						

キトーL5 形レバーブロック 定期点検チェックシート(年次)

機 種	定格荷重	Model Lot No.	貴社管理No.	設置年月日	設置場所

このチェックシートはキトーのL5形レバーブロック取扱説明書/定期点検基準マニュアルをベースとした標準サンプルです。お客様の使用環境・条件に適した点検項目を決めてください。点検結果“異常有り”と判断された製品は絶対使用しないこと。ただちに保守管理者に修理をたのむか、キトーにご相談ください。

■点検結果表示例:○=良好、△=次回交換(調整)、×=異常有り交換(調整)を要す。

対象	区分	点 検 項 目	点 検 実 施 年 月 日					
年 次 点 検	ク サ リ ピ ン	変形・キズ						
		変 形						
		摩 耗						
		腐食(錆)						
		上下カナグ結合用穴の変形						
	ブ レ ー キ 機 構	ブレーキ面の摩耗・キズ						
		ブレーキパンの摩耗・割れ						
		ツメグルマブッシュの摩耗						
		ツメグルマブッシュの含油						
		ツメグルマの摩耗						
		ツメの摩耗						
		ツメバネの変形・キズ						
		メネジの変形						
	巻 き 上 げ 機 構	腐食(錆)						
		ロードシーブの摩耗・キズ						
		ギヤ歯部の摩耗・キズ						
		ピニオンの変形						
		レバーの変形						
		キリカエツメの摩耗						
		バネジクの変形						
		ブレーキバネの変形						
	ボ デ イ	ユーテンバネの変形						
		フレームA&Bの変形・キズ						
		(ステイボルトのゆるみ・ツナギジク用軸受穴の変形)						
		ギヤケースの変形・キズ						
	そ の 他	ツナギジクの変形・摩耗						
		ストリップの変形						
		クサリメリンクの変形						
	テ ス ト	クサリガイドの変形						
		無負荷機能テスト						
		定格荷重テスト						

実 行	点 検 者						
チエック	保守管理責任者						

全国キトサービスネットワーク

北海道	大栄電機(株)	〒040-0061	函館市海岸町17-21	0138 42-1594	北海道	誠電機商会	〒410-0814	沼津市玉江町3-7	0559 32-4395
	(株)伊藤機械製作所	〒007-0825	札幌市東区東雁来5条1-3-6	011 784-3633		望月電機工業(株)	〒417-0061	富士市伝法1242-4	0545 52-2058
	(株)坂野電機工業所	〒090-0046	北見市北6条西6-4	0157 23-7561		(株)田中工機	〒417-0002	富士市依田橋宇江堤310-3	0545 32-2173
	(有)水野電機	〒070-0036	旭川市六条通15-左6	0166 23-4562		駿河機工	〒424-0066	清水市七ツ新屋513-1	0543 45-2906
東北	(有)竹内電機商会	〒079-8431	旭川市永山町八条1-1-11	0166 24-7799	(株)K D K	〒433-8116	浜松市西丘町1013	053 438-2330	
	(株)T S電機製作所	〒080-0801	帯広市東一条南7-9	0155 23-4768	(株)上当電機工業所	〒410-1103	裾野市葛山1104	055 997-1623	
	(有)エスティテクノス	〒085-0803	釧路市春採8-4-18	0154 92-3000	田中クレーンサービス	〒440-0836	豊橋市飯村南2-19-13	0532 61-6705	
	(株)山内電機商会	〒965-0044	会津若松市七日町11-4	0242 22-5777	(株)エスティケイ	〒441-8019	豊橋市花田町越水6	0532 31-9325	
関東	(有)新栄電機工業	〒962-0001	須賀川市大字森宿宇安積田177-17	0248 72-2195	東海	(有)山田電設	〒444-0933	岡崎市渡町大榎106	0564 33-6250
	(有)須賀電機	〒983-0034	仙台市宮城野区扇町5-9-20	022 232-5404		神星電機(株)	〒448-0033	刈谷市丸田町3-21	0566 21-1714
	(株)ムトー電機	〒986-0873	石巻市山下町2-5-1	0225 95-4433		東海ホイスト工業(株)	〒474-0051	大府市大府町原48-2	0562 48-2191
	(株)佐々木電機本店	〒020-0878	盛岡市津志田町1-1-50	0196 36-3268		(有)名古屋ホイスト工業所	〒457-0012	名古屋市長白区笹原町307	052 846-2620
近畿	(株)八戸鉄工所	〒039-1161	八戸市大字河原木字北沼15-7	0178 28-3830	(株)後藤電機製作所	〒491-0135	一宮市大字光明寺字南方11-1	0586 51-8861	
	(有)山徳佐々木電機商会	〒030-0901	青森市港町1-13-13	0177 41-0287	シノブエッジ・エアリック(株)	〒492-8255	稲沢市附島町西浦29-1	0587 35-2400	
	(有)穴山電機工業所	〒011-0946	秋田市土崎港中央2-9-28	0188 45-1434	正栄電機(株)	〒509-7200	恵那市長島町永田字城ヶ洞307-136	0573 26-2324	
	(株)朝倉電機	〒990-0821	山形市北町1-4-1	0236 81-7327	(株)ホクテック	〒512-8017	四日市市平町19-8	0593 65-6226	
中国	(有)山形電機新庄工業所	〒996-0032	新庄市上金沢町4-7	0233 22-4127	(有)オザワ	〒514-1101	久居市明神町1490-17	0592 56-4679	
	三幸(株)	〒316-0005	日立市助川町2824-35 日立城跡	0294 23-8553	北陸	(株)森山電機製作所	〒930-0021	富山市今木町1-1	0764 41-2856
	東興機械工業(株)	〒319-1112	那珂郡東海村大字村松263-6	029 282-1434		(株)金沢ホイスト	〒924-0841	松任市平松町329-22	076 276-4646
	三幸(株)(下妻工場)	〒300-0000	結城市八千代町川尻785-3	0296 48-1672		(株)北陸ホイストサービス	〒910-0039	福井市三ツ屋町13-11-2	0776 22-5437
(有)エム・エム・ユーザーサービス	〒307-0001	結城市大字結城12170-7	0296 32-3120	(株)彦根電機製作所		〒522-0053	彦根市大藪町20-22	0749 22-1654	
九州	(株)シネクレンテック	〒300-0007	土浦市板谷1-710-38	0298 31-2792	(有)明阪ホイストサービス	〒573-0121	枚方市津田北町2-34-12	072 858-2373	
	(有)鈴木電気商会	〒320-0037	宇都宮市清住2-6-9	028 622-5952	阪神重電サービス	〒572-0071	寝屋川市豊里町6-5	072 832-7650	
	(有)小林電機工業所	〒372-0026	伊勢崎市宮前町144	0270 25-1914	(有)白崎電工	〒571-0044	門真市松生町3-4	06 6908-2812	
	中山電機(株)	〒370-0046	高崎市江木町1019-1	0273 22-6156	安治川電機工業(株)	〒550-0025	大阪市西区九条南2-28-13	06 6582-5173	
四国	(株)笠井電機(高崎事業所)	〒370-0018	高崎市新保町198	0273 52-7117	(有)共立電機製作所	〒578-0984	東大阪市菱江3-11-31	0729 61-4690	
	(株)笠井電機(館林出張所)	〒370-0041	館林市富士原町富士西1182-1	0276 74-5417	(有)共栄エッジ・エアリック	〒576-0051	交野市倉治3-27-6	072 892-8660	
	(有)光電気	〒378-0056	沼田市高橋場町4640-5	0278 23-3912	(有)浜田電機工業	〒590-0504	泉南市信達市場396-2	0724 82-5773	
	(株)奈良良電器	〒360-0024	熊谷市問屋町3-4-19	0485 24-5566	(有)前田電機工業所	〒640-8115	和歌山市東紺屋町21	0734 24-4404	
九州	(株)笠井電機	〒365-0051	鴻巣市大字宮前599-2	0485 96-1771	(有)ハマヤエッジ・エアリック	〒665-0825	宝塚市安倉西4-608-2	0797 85-1588	
	(有)三幸クレーン	350-0804	鶴ヶ島市大字三ツ木383-15	0492-32-2771	(有)阿江電機	〒677-0017	西脇市小坂町字川原37-72	0795 22-7394	
	(有)三幸ホイスト	〒175-0084	板橋区四葉2-28-14	03-5383-3251	(有)大畑電機	〒671-2572	兵庫県糸島郡山崎町庄能406	0790 62-2049	
	(株)根本電機工業(埼玉サービス)	〒340-0055	草加市清門町15	0489 42-1250	東洋電動工事(株)	〒702-8024	岡山市浦安南町565-1	086 263-0114	
九州	(株)根本電機工業	〒130-0014	墨田区亀沢4-20-8	03 3623-5512	(有)田口工業所	〒708-1125	津山市高野本郷858	0868 26-2620	
	(有)伊藤電機工業所	〒133-0061	江戸川区篠崎町7-23-17	03 3679-2235	(有)門永鉄工所	〒7684-0034	境港市昭和町5-23	0859 44-6200	
	(有)福田電機工業	〒143-0012	大田区大森東1-15-8	03 3762-6871	西村電機工業(株)	〒680-0921	鳥取市古海505番地	0857 29-5556	
	(有)森電機製作所	〒143-0012	大田区大森東5-27-2	03 3766-7700	(有)ハマ電機	〒693-0005	出雲市天神町188-1	0853 22-7226	
九州	富士サービス工業(株)	〒187-0031	小平市小川東町5-16-8	0423 45-1800	橋高工業(株)	〒720-0841	福山市津之郷町大字津之郷62-1	0849 51-2828	
	(有)裕エッジ・エアリックサービス	〒183-0053	府中市天神町3-16-2	0423 69-8086	(有)呉港電機工業所	〒737-0823	呉市海岸1-1-3	0823 25-5555	
	(有)藤原電機製作所	〒192-0041	八王子市中野上町4-24-6	0426 25-5390	中松電機工業(株)	〒734-0004	広島市南区宇品神田4-9-19	082 254-1222	
	(有)西東京クレーンクレーン	〒193-0826	八王子市元八王子町3-2972-8	0426 63-4579	中平電機工業(株)	〒729-2403	豊田郡安芸津町大字風早3164-4	0846 45-2832	
九州	小松電機工業(株)	〒262-0012	千葉市花見川区千種町49-13	043 259-4559	前田物産	〒740-0004	岩国市昭和町1-14-5	0827 22-4579	
	(有)伊藤電機工業所(千葉工場)	〒262-0011	千葉市花見川区三角町116	043 259-9041	二葉電工(株)	〒745-0802	徳山市大字粟屋766	0834 25-1065	
	(株)天昌機電社	〒299-1147	君津市人見1181	0439 55-5512	三島工業(株)	〒759-0204	宇部市大字妻崎開作719-3	0836 41-7358	
	(株)天昌機電社(市原事業所)	〒290-0043	市原市出津西1-2-44	0436 23-1088	(株)クレーンメンテック(下関営業所)	〒750-0081	下関市彦島角町1-9-7	0832 67-8831	
九州	(株)長誠クレーンサービス	〒293-0024	富津市篠部1519-1	0439 87-5311	(有)制御設計	〒760-0008	高松市中野町13-3	0878 35-1171	
	(株)日興工機	〒210-0023	川崎市川崎区小川町19-1	044 211-0331	丸昌(株)	〒761-8076	高松市多肥上町2048-8	0878 88-0880	
	(有)フチベ電機工業	〒211-0012	川崎市中原区北谷町95-43	044 542-5595	(有)橋本利電業社	〒770-0053	徳島市南島田町2-68-2	0886 31-9203	
	浪速産業(株)	〒236-0051	横浜市金沢区福浦2-1-17	045 791-5651	(有)細川電機商会	〒780-0066	高知市比島町3-20-2	0888 73-3910	
九州	(有)コバメンテナンス	〒223-0056	横浜市港北区新吉田町5630-8	045 592-7275	佐藤電機工業所	〒792-0050	新居浜市救生443-1	0897 41-5025	
	渋川クレーンサービス	〒242-0016	大和市大和南2-8-32	0462 64-2210	(有)近藤電機	〒790-0056	松山市土居田町330	089 973-2888	
	(有)斉藤エッジ・エアリック	〒243-0036	厚木市長谷1391-7	0462 50-3787	(株)クレーンメンテック	〒803-0801	北九州市小倉北区西港町63-3	093 561-1454	
	(有)大和電機工業	〒950-0812	新潟市豊2-3-30	025 273-7177	(有)田中電機製作所	〒812-0041	福岡市博多区吉塚8-7-35	092 621-8614	
信越	(有)機器新潟サービス	〒950-2034	新潟市新潟516-2	025 262-0050	共栄電機	〒846-0031	多久市北多久町大字小侍2010-3	0952 75-6602	
	(株)イートラスト	〒940-0871	長岡市北陽1-53-54	0258 21-2539	大機工業(株)	〒850-0035	長崎市元船町11-6	0958 26-5385	
	柏崎電工(株)	〒945-0032	柏崎市田塚3-1-32	0257 23-1331	(有)竹崎電機工業所	〒860-0876	熊本市麻生田3-11-7	096 338-8254	
	(株)サトメック	〒942-0061	上越市春日新田1-6-18	0255 43-2469	野田電機工業(株)	〒870-0108	大分市三佐6-2-68	0975 21-6190	
信越	(株)竹村電機	〒381-0024	長野市南長池449	026 241-4112	(有)知花機械工業	〒880-0035	宮崎市下北方町台木719	0985 24-2020	
	中村ジャッキ	〒390-1243	松本市神林3939-1	0263 26-8863	(株)協立電機製作所	〒891-0132	鹿児島市七ツ島1-3-5	099 262-1661	
	(有)芝野電機	〒394-0028	岡谷市本町4-1-16	0266 22-2086	(有)日昇エッジ・エアリック	〒901-2122	浦添市勢理客4-9-17	098 879-1035	
	遠山電機サービス	〒400-0851	甲府市住吉2-6-16	055 235-0032	エレクテス(株)	〒857-0115	佐世保市柚木元町2673-10	0956 41-6717	
信越	高橋電設	〒400-0851	甲府市住吉1-17-1	055 222-8986					